

2008年06月12日 日本監査役協会  
有識者懇談会運営小委員会 鳥山 恭一

## フランスの法制について

### I 株式会社の機関構成－監査体制の位置づけ

\*会社の形態

societas

societas と commenda の結合

大塚久雄『株式会社発生史論』  
大隅健一郎『株式会社法変遷論』

#### 1807年商法典 Code de commerce en 1807

Société en nom collectif (合名会社)

Société en commandite (合資会社)

Société en commandite simple (合資会社)

Société en commandite par actions (株式合資会社)

Société anonyme (株式会社)

1925年 Société à responsabilité limitée (有限会社)

1994年 Société par actions simplifiée (略式株式会社)

### 1. 商法典制定 (1807年)

31条：株式会社は受任者により管理 (administrer) される。

37条：株式会社の設立許可主義

\*設立許可主義における、定款内容についての規範形成。

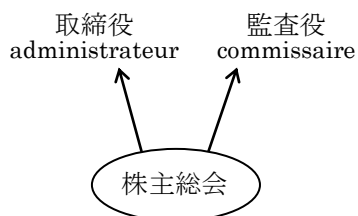
業務執行の組織に関しては、会議体 (conseil d'administration) と、業務執行者 (directeur) がおかれる場合が多く、directeur が conseil d'administration の構成員を兼ねる場合はむしろ稀であった。

### 2. 株式会社の設立準則主義確立 (1867年7月24日法律)

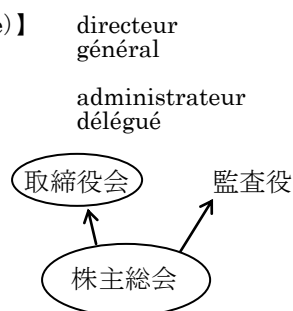
22条：株式会社は、任期の定めがあり、解任することができ、有償であると無償であるとを問わず、社員のなかから選ばれる1人または複数の受任者によって管理される。

前項の受任者は、そのなかから directeur を選ぶことができ、または、定款が認める場合には、受任者がその者について会社に対して責任を負う会社の外部の受任者に代行させることができる。

【法文 (texte)】



【実務 (pratique)】



\* 監査役 commissaires の役割に関する見解の対立

commissaires de surveillance か commissaires aux comptes か。

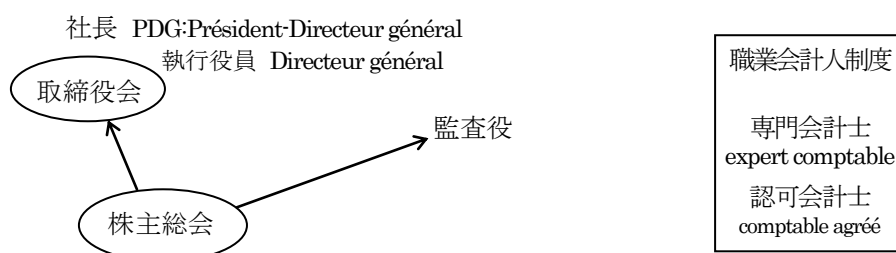
\* 1935 年：監査役制度の強化

資金公募会社の監査役 1 人につき登録資格を要求

commissaire agréé 認可監査役

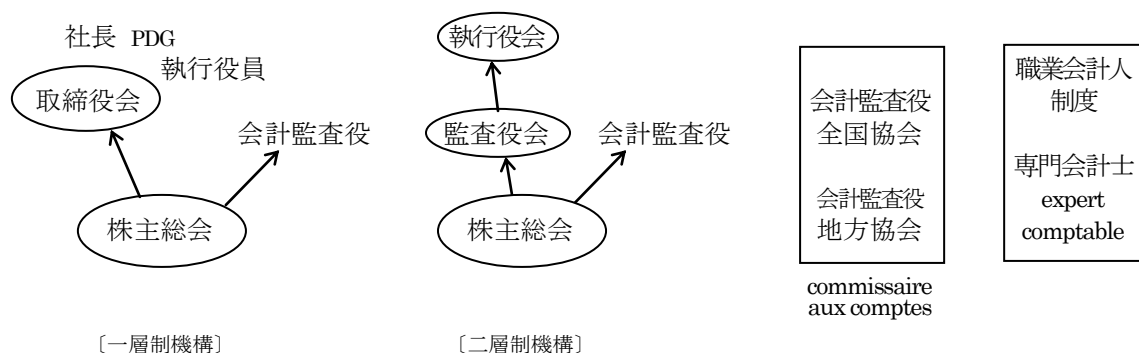
\* 1927 年：専門会計士免状 Brevet d'expert-comptable の創設

### 3. 社長 PDG への権限集中 (1940-1943 年)



\* 1942 年：専門会計士・認可会計士団体 Ordre des experts comptables et des comptables agréés の創設。

## 4. 二層制機構の導入（1966年商事会社法全面改正）



## \* 1966年商事会社法による（会計）監査役制度の強化

- (1) 法文上の名称を *commissaires* から *commissaires aux comptes* に改める（しかし職務はむしろ反対に拡大させたことによる *paradoxe*）。
- (2) 株式会社および株式合資会社のすべての *commissaires aux comptes* について名簿登録を要求した（1966年法律 219 条 1 項）。ただし 8 年間の経過措置（1966年法律 495 条 3 項）。
- (3) 有限会社についても資本金 30 万フランを超える会社について *commissaires aux comptes* の選任を義務づけ、それ以外の有限会社でも任意の選任を認めた（1966年法律 64 条、1967年デクレ 43 条）。
- (4) 会計監査役の職業組織を法定した（1966年法律 219 条 2 項、3 項、1969年 8 月 12 日デクレ第 69-810 号）。会計監査役全国協会 (CNCC: *Compagnie nationale des commissaires aux comptes*)。

## 5. コーポレート・ガバナンス論

\* 《Gouvernement d'entreprise》

\* Rapport Marini

Philippe MARINI, *La modernisation du droit des sociétés*,  
La Documentation française, 1996.

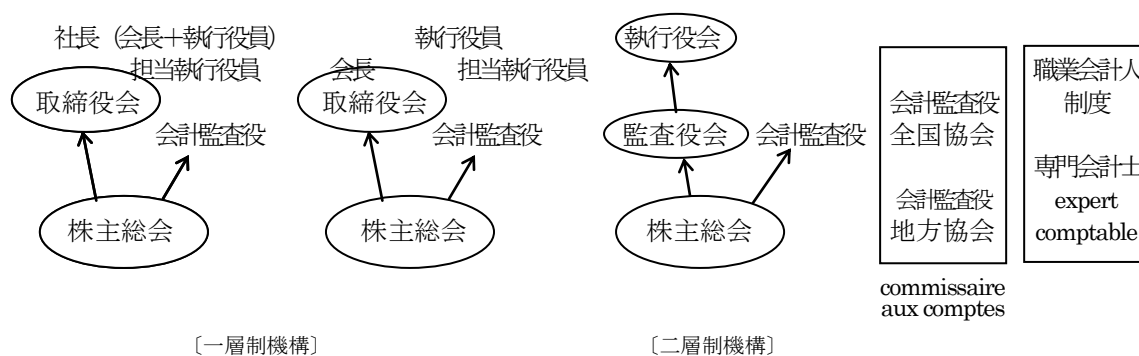
\* Rapport Viénot 1/2

CNPFF/AFEP, *Le conseil d'administration des sociétés cotées*, juillet 1995.MEDEF/AFEP, *Rapport du Comité sur le Gouvernement d'entreprise présidé  
par M. Marc VIÉNOT*, juillet 1999.

\* Rapport Bouton

MEDEF/AFEP-AGREF, *Pour un meilleur gouvernement des entreprises cotées*,  
*Rapport du groupe de travail présidé par Daniel Bouton*, 23 septembre 2002.

## 6. 一層制機構における執行と監督の分離 (2001年5月15日法律〔NRE法律〕による改正)



社長 Président-Directeur général  
 会長 Président 執行役員 Directeur général  
 担当執行役員 Directeur général délégué

\*2003年金融の安全性に関する法律 (Loi n° 2003-706 du 1<sup>er</sup> août 2003 de sécurité financière) ← Enron 事件への対応 cf. 鳥山・金融法研究 20号 134頁以下

- (1) 「会計監査役高等評議会 (Haut Conseil de commissariat aux comptes)」の設置。司法大臣の下におかれる行政機関であり、会計監査役職を監視し、会計監査役の職業倫理と独立性を遵守させることを任務とする。
- (2) 資金公募会社において、会計監査役の選任議案決定についての業務執行者の関与の排除 (商法典 L.225-228 条 1 項)。選任・再任提案の AMF への通知 (通貨金融法典 L.621-22 条 I)。
- (3) 会計監査役の報酬開示。被監査法人の社員・株主・加入者などの閲覧に供される (商法典 L.820-3 条 2 項)。
- (4) 内部統制の手続を業務報告書に添付する報告書に記載することを取締役会会長・監査役会会長に義務づける (商法典 L.225-37 条 5 項、L.225-68 条 7 項、2005年の改正により資金公募会社に限定される)。さらに、株式会社では、会計監査役は、内部統制手続きのうち会計および財務の情報の作成と処理に関するものに関して、うえの取締役会会長・監査役会会長の報告に対する自らの意見を報告書に記載することが義務づけられた (商法典 L.225-235 条 5 項)。

\*commissaires aux comptes の地位の変遷 (まとめ)

- (1) フランスでは監査役に専門資格が要求された (日本の監査役と会計監査人とをあわせたものともいえる)。
- (2) そうした「会計監査役」の選任が株式会社以外の会社、さらに会社以外の組織にも義務づけられるようになり、「会計監査役」が株式会社から独立した職業資格になった。

会計監査役職業上の地位に関する規定は、商法典 (2000年制定) のなかで、第 2 編「商事会社」の株式会社の監査に関する節から、第 8 編「規制職業」の会計監査役に関する章に、2001年5月15日の NRE 法律、2003年8月1日の金融の安全性の法律、2005年9月8日のオルドナンス第 2005-1126 号により段階的に行なわれた。

## II 株式会社の監査制度—会計監査役 (commissaires aux comptes) の地位と権限

株式会社の設立準則主義を確立した 1867 年の法律は、株主総会による「監査役 (commissaire)」の選任を定めていた (同法律 32 条 1 項)。ただし、それ以前に政府の許可を受けて設立されていた株式会社では監査役はつねに選任されていたわけではなく、1867 年の法律でも、監査役の調査権限の行使は定時総会前 3 ヶ月に限定されていた (同法律 33 条 1 項—1935 年の改正でこの制限は廃止された)。監査役の資格に関しても、なんらの制限もなかった。

監査役制度は、1929 年以降の経済恐慌が長期化するなかで、1935 年から 1937 年の改正によって強化されている。1966 年の商事会社法改正の際には、「監査役」の名称は一般の呼称に従って法文上も「会計監査役 (commissaire aux comptes)」に改められたのであるが (出資検査役 (commissaire aux apports) と区別するために会計監査役といわれていた)、名称における限定とは反対に会計監査以外の職務も明文で認められておりその地位も強化されている (1)。企業経営難の予防を目的とした一九八四年の改正でも会計監査役制度が改正されている。

(1) このため、1966 年の改正が監査役の職務を増大させながら、その名称を会計監査役 *commissaires aux comptes* という限定的なものに改めたことの逆説 (paradoxe) も指摘されている。Yves GUYON, *Droit des affaires*. tome 1, 12e éd., *Economica*, 2003, n° 379, p. 407 を参照。

### [1] 会計監査役の地位

フランスでは第一次大戦後の不況期以降、監査役制度の強化が国会で提案され、1934 年には元老院 (上院) で、上場会社の監査役は 1 人は株主総会ではなく商事裁判所所長が任命すると定める法律案が採択されている。しかし、政府は、そうした選任は監査役と取締役会との間に対立をもたらすとして反対し、1935 年 8 月 8 日のデクレ・ロワ (委任立法) により実現した改正では、株主総会による監査役の選任は維持しながら、ただし、新たに能力認定にもとづく名簿登録の制度を定めて、資金を公募する株式会社は監査役のうち少なくとも一人をこの名簿の登録者 (*commissaire agréé* 認可監査役) から選任することを義務づけた。商事会社法制を全面改正した 1966 年 7 月 24 日の法律第 66-537 号) は、そうした名簿登録の要求を株式会社のすべての会計監査役に拡張している。

#### 1 監査能力の確保

こうして、現在では、株式会社はすべて、会計監査役名簿 (*liste des commissaires aux comptes*) に登録された者のなかから会計監査役を選任しなければならない (商法典

L.225-219 条 I、1966 年法律 219 条 1 項)、さらに、名簿に登録された会計監査役の職業組織も定められている (商法典 L.225-219 条 II、1966 年法律 219 条 2 項)。

(1) 会計監査役の職業組織 会計監査役名簿は控訴院の管轄区域ごとに作成されており、それぞれの名簿に登録された会計監査役は「会計監査役地方協会 (compagnie régionale de commissaires aux comptes)」を構成し、さらに全国の名簿登録者が「会計監査役全国協会 (compagnie nationale des commissaires aux comptes)」を構成している。一定の能力認定にもとづいて名簿登録を決定する機関として「地方登録委員会 (commission régionale d'inscription)」と「全国登録委員会 (commission nationale d'inscription)」が設置されており、これらの委員会は「地方懲戒部 (chambre régionale de discipline)」と「全国懲戒部 (chambre nationale de discipline)」として懲戒権を行使する (商法典 L.225-220・221 条、1966 年法律 219-1・2 条、1969 年 8 月 12 日デクレ第 69-810 号)。

(2) 職業資格としての会計監査役 フランスでは職業会計人の資格として、監査業務を職務とする「専門会計士 (expert comptable)」と、会計書類作成等の会計業務を職務とする「認可会計士 (comptable agréé)」の資格が 1942 年に創設されている (後者の資格は 1968 年改正で登録が停止され、1994 年の改正で前者の資格に吸収されている)。しかし、株式会社の監査役に関してはそれ以前に一の冒頭でみたように 1935 年の改正で名簿登録の制度が定められており、1966 年の商事会社法改正の際にも、そうした職業会計人の組織とは別個に会計監査役の職業組織が定められている。したがって、フランスでは現在でも、職業会計人である「専門会計士」の資格と監査機関に就くことができる「会計監査役」の資格とが併存しているのであるが、実際には、双方の資格をもつ者がそれぞれの約 80% を占めている。

また、以上のように 1966 年の改正以降は、「会計監査役」は、株式会社の監査機関の名称であるだけでなく、同時に、組織化された「自由職 (profession libérale)」の名称にもなっている。そうした会計監査役の選任は、1966 年改正の際に株式会社だけでなく、株式合資会社 (商法典 L.226-6 条、1966 年法律 254 条) と一定規模以上の有限会社 (商法典 L.223-35 条、1966 年法律 64 条) にも義務づけられていたのであるが、その後、会計監査役の選任が義務づけられる法人形態は増加しており、現在では、企業経営難の予防を目的とした 1984 年 3 月 1 日の法律第 84-148 号によって、公企業を含む一定規模以上の広範囲の法人企業にその選任が義務づけられている (同法律 27 条 2 項、30 条 1 項、商法典 L.612-1 条)。

## 2 株式会社における独立性の確保

株式会社において会計監査役は株主総会の決議により選任され (商法典 L.225-228 条 1 項、1966 年法律 223 条 1 項)、その任期は 6 年と法定されている (商法典 L.225-229 条 1 項、1966 年法律 224 条 1 項)。会計監査役は現在では会社組織による登録も認められてお

り（商法典 L.225-218 条 2 項ないし 6 項、1966 年法律 218 条 2 項ないし 6 項）、株式会社でも、自然人またはそうした法人（*société de commissaire aux comptes* 会計監査役会社）である会計監査役が選任される。会計監査役は原則として 1 人でよく、連結計算書類の公表が義務づけられる会社にだけ 2 人以上の会計監査役の選任が義務づけられている（商法典 L.225-228 条 3 項、1966 年法律 223 条 3 項）。

さきに 1 でみたように、現在では、すべての会計監査役に職業資格が要求されており、これはその監査能力だけでなく取締役に対する独立性を確保する効果ももっている。1935 年の改正の際に定められた監査役の欠格事由も、1966 年と 1984 年の改正により拡充されている（商法典 L.225-224 条、1966 年法律 220 条）。さらに、会計監査役の選任と解任に関しても、その独立性を確保するためにつぎの措置が定められている。

2003 年改正以降、資金公募会社において、取締役会において会計監査役の候補者を決定する場合には業務執行者（執行役員・執行担当役員）は参加できないものとされた（商法典 L.225-228 条 1 項）。

資金公募会社では、監査委員会（*comité d'audit*）が会計監査人の選任について重要な役割を果たし、取締役会に候補者を提案するとされている。公募手続きがとられたこともあるとされている。Merle, *infra*, p. 583, note 4.

AMF は資金公募法人の会計監査役の選任案・再任案について通知を受け、それらの提案について必要な意見を述べることができ、その意見は総会その他の選任機関に伝えられ、また候補者である当該職業者にも伝えられる（通貨金融法典 L.621-22 条 I）。

(1) 忌避 株主総会が選任した会計監査役に対する「忌避（*récusation*）」の制度が 1966 年改正の際に定められており、この忌避の申立権者は 1984 年の改正によって拡大されている。現在では、会計監査役が株主総会により選任された後 30 日以内に、資本の 10 分の 1 以上をもつ株主、企業委員会、検察官、および、資金を公募する会社では AMF が、商事裁判所に対して、正当な理由（監査能力または独立性の欠如）にもとづき、その会計監査役の忌避を申し立てることができる。忌避の申立てが認められると商事裁判所が新たに会計監査役を選任する（商法典 L.225-230 条、1966 年法律 225 条）。

(2) 解任 1966 年の改正は、会計監査役に職務違反または障害がある場合に株主総会の決議による解任を認めていた。1984 年の改正は会計監査役の地位の安定をはかるため、会計監査役に職務違反または障害がある場合には、取締役会、執行役会、企業委員会、10 分の 1 以上の資本をもつ株主、株主総会、検察官、または、資金を公募する会社では AMF の請求にもとづいて、商事裁判所の決定により会計監査役は解任されるものとした（商法典 L.225-233 条、1966 年法律 227 条）。

(3) 就任前と退任後の資格制限 会計監査役であった者をその退任後 5 年以内に、その会社、その会社の資本の 10 分の 1 をもちまたはその会社が資本の 10 分の 1 をもつ会

社の取締役、執行役員または執行役会構成員に選任することは禁止されている（商法典 L.225-225 条、1966 年法律 221 条）。1984 年の改正はさらに、会社の取締役、執行役員、執行役会構成員、業務執行者、従業員であった者を、その退任後 5 年以内に、その会社、その会社の資本の 10 分の 1 をもちまたはその会社が資本の 10 分の 1 をもつ会社の会計監査役に選任することも禁止している（商法典 L.225-226 条、1966 年法律 221-1 条）。

会計監査役報酬：1969 年のデクレは料率表 *barème* を定めていたが、1985 年のデクレによりそれは廃止され、つぎの制度が定められた。会計監査役が必要時間の記載をとともなう作業計画書を作成し、作業着手前に会社との合意により報酬額を定める。争いがあれば会計監査役地方懲戒部長が和解に努力し、それに失敗すれば地方懲戒部が判断し、それに対しては会計監査役職高等評議会への不服申立てが認められる（商法典 L.823-18 条、R.823-18 条以下）。

大規模会社で会計監査役の公募の手続きがとられる場合には、報酬額も監査委員会 *Comité d'audit* で示されているとされている。Merle, *infra*, n° 509, p. 589.

2003 年改正により、各会計監査役に支払われた報酬は被監査法人の所在地で株主は閲覧できるものとされている（商法典 L.820-3 条 2 項）。

フランスでは、監査委員会 *comité d'audit* などの委員会も社外（独立）取締役 *administrateurs indépendants* も MEDEF による提案にとどまっており、法律上の制度にはされていない。法定監査人の資格に関する EU の 2006 年 5 月 17 日指令（41 条 § 1 第 1 項）が公開企業等に設置を義務づけている監査委員会 *comité d'audit* に関しても、同第 2 項にもとづき管理・監視機関が監査委員会の機能を果たしていると判断して、立法措置をとっていない。cf. Philippe MERLE, in *Le Code de commerce, 1807-2007, Livre du bicentenaire*, Dalloz, 2007, p.242, note 39.

## [2] 会計監査役の職務

会計監査役の主たる職務は、いうまでもなく会計監査である（商法典 L.225-235 条 1 項、2 項、1966 年法律 228 条 1 項、2 項）。しかし、現在では会計監査役はつぎにみるように、会計監査以外の職務も負っている。

(1) 会社業務の適法性確保 会計監査役は、株主間における平等の遵守（商法典 L.225-235 条 4 項、1966 年法律 228 条 4 項）、定款変更が適法になされていること（商法典 L.210-8 条 2 項、1966 年法律 7 条 2 項—フランスでは資本増加も定款変更を前提とするためその際にこの職務はとくに重要性をもつ）を確認しなければならず、取締役または監査役会構成員の株主資格（商法典 L.225-26 条、L.225-73 条、1966 年法律 97 条、132 条）の確認も義務づけられている。会計監査役は定時総会に提出するその報告書（*rapport général*）に、会計監査だけでなく（商法典 L.225-100 条 2 項、L.225-235 条、1966 年法律 157 条 2 項、228 条）、発見した違法または不正確な事実についても記載することが義務づけられている（商法典 L.225-240 条 1 項、1966 年法律 233 条 1 項）。他社の一定割合の株式または支配権の取得と自社の主要株主についても、会計監査役はこの報告書に記載しな



なければならない（商法典 L.233-6 条 1 項、L.233-13 条、1966 年法律 356 条 1 項、356-3 条）。

会計監査役はさらに、取締役または執行役会・監査役会の構成員と会社との利益相反取引（商法典 L.225-40 条、L.225-88 条 3 項、1966 年法律 103 条 3 項、145 条 3 項）、株主の新株引受権の排除をともなう資本増加（商法典 L.225-135 条、1966 年法律 186 条）、新株引受権付社債（商法典 L.225-150 条 1 項、1966 年法律 194-1 条 1 項）、転換社債（商法典 L.225-161 条 1 項 L.225-169 条 1 項、1966 年法律 195 条 1 項、201 条 1 項）、その他の資本証券の付与を受ける権利をともなう有価証券（valeurs mobilières composées 複合証券）の発行（商法典 L.228-92 条 1 項、1966 年法律 339-2 条 1 項）、新株発行権限の取締役会または執行役会への授権（商法典 L.225-129 条 III 3 項、1966 年法律 180 条 III 3 項）、さらに、資本減少（商法典 L.225-204 条 2 項、1966 年法律 215 条 2 項）、組織変更（商法典 L.225-244 条 1 項、1966 年法律 237 条 1 項）といった様々な局面で、個別の報告書（rapport spécial）を株主総会に提出することが義務づけられており、株主総会はこの会計監査役の報告書にもとづいて判断する。

#### 取締役の利益相反取引規制

（1867 年法律では総会の承認が要求されていた〔40 条〕。1943 年改正によりつぎの規制になる。）  
取締役と会社間の直接または間接の取引は取締役会の事前の許可が必要。取締役が所有者、社員、業務執行者、取締役になっている企業と会社との取引についても同様。（会計）監査役はそれらの取引について株主総会に報告書を提出する。株主総会は（会計）監査役の報告書にもとづいて、それらの取引について判断する。株主総会の承認が得られない取引も効力は妨げられないが、その取引による損害を取締役は過失の有無を問わずに負担する（1943 年改正後 1867 年法律 40 条、1966 年法律 101 条、143 条、商法典 L.225-38 条、L.225-86 条）。

会計監査役には、取締役会または執行役会に代わって株主総会を招集する権限も認められている（商法典 L.225-103 条 II 1 号、1966 年法律 158 条 2 項 1 号）。会計監査役はその発見した犯罪事実を大審裁判所の検事正（procureur de la République 共和国検事）に通知すべき義務を負っている（商法典 L.225-240 条 2 項、1966 年法律 233 条 2 項）。企業委員会も、計算書類と企業の財務状況について会計監査役に説明を求めることができる（労働法典 L 432-4 条 7 項）。

（2）警告手続 企業経営難の予防を目的とした 1984 年の法律は、経営難の徴候に対する企業の対応を促すために「警告手続（procédure d'alerte）」を定めている。この警告手続の実行は会計監査役のほか、資本の 10 分の 1 以上をもつ株主（商法典 L.225-232 条、1966 年法律 226-1 条）、企業委員会（労働法典 L 432-5 条）、さらに、商事裁判所所長（1984 年法律 34 条）にも認められている。会計監査役は、「経営の継続性を脅かす性質の事実（faits de nature à compromettre la continuité de l'exploitation）」を発見した場合には、社長または執行役会会長にその事実を通知し、十分な回答がないときには、取締役会または監査

役会がその事実を議題とするように書面で求めるべき義務 (*devoir d'alerte* 警告義務) を負っている。経営の継続性がなお脅かされているときには、会計監査役は報告書を株主総会に提出し、これは企業委員会にも送付される。さらに、そうした事実は商事裁判所所長にも通知される (商法典 L.234-1 条、1966 年法律 230-1 条)。

内部統制 *contrôle interne* 手続 (2003 年の改正による)

内部統制の手続を業務報告書に添付する報告書に記載することを取締役会会長・監査役会会長に義務づける (商法典 L.225-37 条 5 項、L.225-68 条 7 項、2005 年の改正により資金公募会社に限定される)。さらに、株式会社では、会計監査役は、内部統制手続のうち会計および財務の情報の作成と処理に関するものに関して、うへの取締役会会長・監査役会会長の報告に対する自らの意見を報告書に記載することが義務づけられた (商法典 L.225-235 条 5 項)。

(3) 会計監査役役割 設立準則主義を確立した 1867 年の法律は、計算書類だけでなく「会社の状況 (*situation de la société*)」について株主総会に報告することも監査役職務としており (同法律 32 条 1 項)、当時は一般に、監査役職務は会計監査には限定されないといわれていた。もっとも、当時は監査役職務をどのように解するのかに関して見解が大きく対立していた。

現在でも会計監査が会計監査役の主たる職務であることに変わりはないが、以上のようにそれ以外の職務も会計監査役は負っており、会計監査役は「会社業務全般の適法性 (*régularité de l'ensemble de la vie sociale*)」を監督するものと解されている。もっとも、そうした会計監査以外の業務監査は「妥当性 (*opportunité*)」の観点ではなく「適法性 (*régularité*)」の観点から判断されるものであるが、1984 年の改正が定めた経営難予防のための「警告手続」では、うへの (2) でみたように「経営の継続性を脅かす性質の事実」の有無についての判断も会計監査役に求められている。

会計監査役は企業が第三者に開示する計算書類その他の情報を監査するだけでなく、このように 1984 年の改正が定めた企業経営難の予防手続でも主要な役割を果たすものとされている。そして、同時にこの改正の際に、会計監査役選任 (忌避) および解任に関して、株主だけではなく企業委員会、検察官、証券取引委員会の関与も定められている。このため、現在では、会計監査役は単に出資者である株主のための機関であるだけでなく、「公益の職務 (*mission d'intérêt public*)」を負った機関であるとも指摘されている (2)。

(2) 同時に、会計監査役職務が過大なものになっている点も懸念されている。以上の会計監査役役割に関して、Yves GUYON, *Droit des affaires*, tome 1, 12e éd., Economica, 2003, n° 357 et suiv., pp. 387 et suiv.あるいは Philippe MERLE, *Sociétés commerciales*, 11e éd., Précis Dalloz, 2007, nos 498 et suiv., pp.577 et suiv. を参照。

## 【参考】

会計監査役全国協会 (CNCC: Conseil national des commissaires aux comptes) <http://www.cncc.fr>  
会計監査役高等評議会 (H3C: Haut Conseil du commissariat aux comptes) <http://www.h3c.org/>  
専門会計士団体 (Ordre des Experts-Comptables) <http://www.experts-comptables.fr/>  
AMF (Autorité des marchés financiers) <http://www.amf-france.org>

- 山口幸五郎「フランス会社法における取締役制度の歴史と展望—管理と指揮の分化—」(1961年)  
同『会社取締役制度の史的展望』(1989年9月、成文堂) 113-163頁
- 鳥山「フランス株式会社法における監査役制度の確立と展開」  
早稲田法学 62巻1号(1986年7月) 47-173頁
- 「専門会計士と会計監査役—フランスの会計士制度—」  
『現代企業法の諸相(中村眞澄教授・金澤理教授還暦記念論文集第一巻)』(1990年2月、成文堂) 63-115頁
- 「株式会社の業務執行機構と監督機構—フランスにおけるその展開—」  
民商法雑誌 117巻4・5号(1998年2月) 569-598頁
- 「PDGと取締役会—フランス株式会社法における業務執行機構の形成—」  
早稲田法学 73巻3号(1998年3月) 25-50頁
- 「株式の性質論」法律時報 71巻7号(1999年6月) 43-49頁
- 「フランス会社法とコーポレート・ガバナンス論—exception française?—」  
『比較会社法研究(奥島孝康教授還暦記念第一巻)』(1999年12月、成文堂) 479-502頁
- 「コーポレート・ガバナンスとフランス会社法(上・下)」月刊監査役 459号(2002年5月)  
13-22頁、460号(同6月) 69-95頁
- イヴ・ギュイヨン「フランス会社法の最近の展開」商事法務 1546号(1999年12月) 4-11頁